

15. 東北学院大学文学部履修細則

2023年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条及び東北学院大学履修規程（以下「履修規程」という。）第14条の規定に基づき、2023年度東北学院大学（以下「本学」という。）文学部に入学した学生から適用する履修等に関し必要な事項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目区分の単位数を全て修得しなければならない。

英文学科

区分				単位数
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	34
		知的基礎	6	
		課題探究	6	
	共通教養科目	人文系	4	
		社会系	4	
		自然系	4	
外国語科目	第1類（必修）		4	8
	第2類		4	
専門教育科目	第1類	必修科目	4	20
		選択必修科目	4	
		必修科目を除く科目	12	
	第2類	必修科目	8	62
		専修分野必修科目 ^{注2}	12	
	第3類、 第4類 ^{注1}	専修分野科目	20	
		第7類		
外国語科目第2類・3類（「ベーシック英語」を除く） 保健体育科目 留学科目（4単位まで） 専門教育科目第1類～第6類 他学部・他学科開講専門教育科目 協定を締結している他大学開講科目				20
合 計				124

注1 英文学科学生は、2学年次から英米文学分野又は英語学分野のどちらかを選択して専修する。

注2 「専修分野必修科目」は、専修する分野（英米文学分野又は英語学分野）の「講読Ⅰ・Ⅱ」と「演習Ⅰ～Ⅳ」を指す。

総合人文学科

区分			単位数	
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	34
		知的基礎	6	
		課題探究	6	
	共通教養科目	人文系	4	
		社会系	4	
		自然系	4	
外国語科目	第 1 類（必修）		4	6
	第 2 類		2	
専門教育科目	第 1 類		4	54
	第 2 類～第 4 類		38	
	第 5 類、第 6 類		4	
	第 7 類		8	
	外国語科目第 2 類・第 3 類（「ベーシック英語」を除く） 保健体育科目 留学科目（4 単位まで） 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 協定を締結している他大学開講科目			
合 計			124	

歴史学科

区分			単位数	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	34
		知的基礎	6	
		課題探究	6	
	共通教養科目	人文系	4	
		社会系	4	
		自然系	4	
外国語科目	第1類（必修）	4	6	
	第2類	2		
専門教育科目	第1類（演習）	12	54	
	第2類（講義）	32		
	第3類（講読・実習）	6		
	第4類（隣接科目）	4		
教養教育科目 外国語科目第2類・第3類（「ベーシック英語」を除く） 保健体育科目 留学科目（4単位まで） 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 協定を締結している他大学開講科目			30	
合 計			124	

教育学科

区分			単位数	
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	30
		知的基礎	6	
		課題探究	6	
	共通教養科目	人文系	2	
		社会系	2	
		自然系	2	
外国語科目	第1類（必修）		2	8
	その他		2	
外国語科目	第1類（必修）			4
専門教育科目	第1類（教育学）	必修科目から8単位		10
		必修科目以外から2単位		
	第2類（児童教育）	必修科目から18単位		24
		必修科目以外から6単位		
	第3類（英語教育）	必修科目から18単位		24
		必修科目以外から6単位		
	第4類（異文化理解教育）	必修科目から2単位		6
		必修科目以外から4単位		
	第5類（教職実践）	必修科目から2単位		6
		必修科目以外から4単位		
	第6類（演習・卒業研究）	必修科目8単位		8
外国語科目第2類・第3類（「ベーシック英語」を除く） 保健体育科目 留学科目（4単位まで） 専門教育科目第1類～第5類 他学部・他学科開講専門教育科目 協定を締結している他大学開講科目				12
合 計				124

（進級要件）

第3条 第3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目	24単位
外国語科目	4単位
専門教育科目 第1類～第4類	16単位
合 計	44単位

総合人文学科

教養教育科目	32単位
外国語科目	4単位
専門教育科目	8単位
合 計	44単位

歴史学科

教養教育科目	22単位
外国語科目	4単位
専門教育科目	22単位
合 計	48単位

教育学科

教養教育科目	20単位
外国語科目	4単位
専門教育科目	16単位
合 計	40単位

（資 格）

第4条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者並びに教育学科において司書及び司書教諭の資格を得ようとする者は、学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）のうちからそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(編入学生及び転学部・転学科学生の履修)

第5条 編入学生及び転学部・転学科学生の履修については、編入学年次と同一学年の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 編入学生は、必要な指導を経たうえで、入学年次に46単位まで履修登録することができる。

3 編入学及び転学部・転学科前の大学等で修得した単位については、別表に定める編入学生及び転学部・転学科学生単位認定基準に基づいて認定する。

(新入生の既修得単位の認定)

第6条 新入生の既修得単位の認定については、学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第7条 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3第1項に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、第17条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(専修)

第8条 総合人文学科は、専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）又は第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。

2 歴史学科は、日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学及び民俗学各分野において「総合演習」、「論文演習」、「専門講読」、「実習」及び「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。この場合において、歴史学科専修終了当該科目一覧は以下の表に定めるとおりとする。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習Ⅰ	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習Ⅰ	考古学総合演習Ⅰ	民俗学総合演習Ⅰ
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習Ⅱ
日本史論文演習Ⅰ	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習Ⅰ	考古学論文演習Ⅰ	民俗学論文演習Ⅰ
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読Ⅰ	アジア史専門講読Ⅰ	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ	考古学実習Ⅰ	民俗学実習Ⅰ
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅰ	考古学の諸問題Ⅰ	民俗学の諸問題Ⅰ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ

(大学院科目の履修)

第9条 歴史学科の第4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、当該年度に開講される大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻又はアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。

2 前項の詳細は、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第10条 原級止者は、進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限40単位以内において、16単位を限度とする。
- 3 前項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目、選択必修科目及び資格科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(事 務)

第11条 この細則に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改 廃)

第12条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 編入学生及び転学部・転学科生の包括認定について（第5条第3項関係）

○英文学科第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		4	4	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		8	8	0	English Phonetics I・IIとIntegrated English I・IIの8単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類 必修科目		8	4	4	各分野の2つの概説科目の中で、選択しない1つの概説を認定
専門教育科目 第2類 専修分野必修科目		12	0	12	選択した分野の講読I・II、演習I～IVの12単位を履修
専門教育科目 第3・4類 専修分野科目		20	0	20	専修分野から20単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目		2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		20	4	16	
合 計		124	56	68	

※読替6単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○総合人文学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		4	4	0	
専門教育科目 第2類～第4類		38	0	38	
専門教育科目 第5類～第7類		12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		30	6	24	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
外国語科目第1類		4	4	0	
外国語科目第2類		2	2	0	
専門教育科目第1類		12	0	12	
専門教育科目第2類		32	0	32	
専門教育科目第3類		6	0	6	
専門教育科目第4類		4	0	4	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		30	10	20	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

2020年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、履修等に関して必要な事項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目から124単位以上の単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	34
		知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類	必修科目	4	20
		選択必修科目	4	
		必修科目を除く科目	12	
	第2類～ 第4類 ^{注1}	必修科目	12	40
		専修分野必修科目 ^{注2}	12	
		必修科目及び専修分野 必修科目を除く専修分 野科目 ^{注3}	16	
	第7類		2	
	外国語科目第2類 地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目第1類～第6類 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			
合 計				124

注1. 英文学科に所属する学生は、第2学年次から英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野の中から一つを選択して専修する。

注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野（英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野）の必修科目

注3. 所属分野の選択科目

総合人文学科

教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	34
		知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1類（必修科目）		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類		4	54
	第2類～第4類		38	
	第5類～第7類		12	
外国語科目第1類及び第2類 地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				28
合 計				124

歴史学科

教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	10	34
		知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第 1 類（必修科目）		4	6
	第 2 類		2	
専門教育科目	第 1 類（演習）		12	56
	第 2 類（講義）		32	
	第 3 類（講読・実習）		8	
	第 4 類（隣接科目）		4	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第 1 類及び第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				26
合 計				124

教育学科

教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	10	30
		知的基礎	10	
	学科教養科目		10	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第 1 類		4	6
	第 2 類		2	
専門教育科目	第 1 類 (教育学)	必修科目 8 単位を含む	12	84
	第 2 類 (児童教育)	必修科目 22 単位	26	
	第 3 類 (英語教育)	必修科目 24 単位	24	
	第 4 類 (異文化理解教育)	必修科目 6 単位	6	
	第 5 類 (教職実践)		10	
	第 6 類 (演習・卒業研究)	必修科目 6 単位	6	
地域教育科目 外国語科目 第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 第 1 類から 第 5 類 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				2
合 計				124

(進級要件)

第3条 第3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計 24 単位以上
外国語科目第1類及び第2類		4 単位以上
専門教育科目	第1類～第4類	16 単位以上
合 計		44 単位以上

歴史学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計 30 単位以上
外国語科目第1類及び第2類		4 単位以上
専門教育科目	第1類	2 単位以上
	第2類～第4類	16 単位以上
合 計		52 単位以上

総合人文学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計 32 単位以上
外国語科目		4 単位以上
専門教育科目	第1類～第6類	8 単位以上
合 計		44 単位以上

教育学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計 20 単位以上
外国語科目第1類及び第2類		4 単位以上
専門教育科目	第1類～第6類	16 単位以上
合 計		40 単位以上

(教職課程)

第4条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(資 格)

第5条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者並びに教育学科において司書及び司書教諭の資格を得ようとする者は、学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）のうちからそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定める期間を意味する。

- (1) 通年開講科目 1年間継続の講義
- (2) 前期開講科目 前期開講前期完結講義
- (3) 後期開講科目 後期開講後期完結講義
- (4) 臨時開講科目 集中講義等

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）
- (5) 資格科目（各学科課程表に定める資格に関する科目をそれぞれに定められた単位の修得をしなければならないもの）

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第9条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

- 第10条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、英文学科、総合人文学科及び歴史学科の学生は、第1学年次から第3学年次を40単位、第4学年次を46単位とし、教育学科の学生は第1学年次から第3学年次を44単位、第4学年次を48単位とする。ただし、外国語科目第3類並びに資格科目については、上限を超えて履修することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、46単位まで履修登録をすることができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、第2学年次又は第3学年次の学生（教育学科の学生は除く）は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の場合、44単位まで履修登録をすることができる。

(選択受講及び講義指定)

第11条 同一授業科目につき、2つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、受講すべき講義が特に指定されているときは、この限りではない。

(履修登録及び履修辞退)

第12条 履修登録の修正及び履修辞退の定めについては、東北学院大学履修規程を適用する。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第13条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- (1) 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- (2) 日本語ⅠAは外国語科目第1類英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類英語ⅡBの1単位

(転学部、復学、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修)

第14条 転学部、転学科、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第15条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

(単位の認定)

第16条 1つの授業科目を履修した者に対しては試験等を行い、合格した者に所定の単位を与える。

2 既修得科目として認定した科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(編入学生及び転学部生の単位認定)

第16条の2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、文学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。この場合において、単位認定は、別表1に従い、包括認定を行うものとする。

2 転学部生の単位認定については、前項を準用する。

(新入生の既修得単位の認定)

第17条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第17条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3第1項に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、第17条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第17条の3 総合人文学科及び歴史学科において、本学が指定する英語の検定試験で一定の成績を修めた者が、所定の期間内に単位認定の申請手続きを行い、その申請が認められた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、外国語科目第1類英語ⅠA、英語ⅠB、英語ⅡA及び英語ⅡBのうち未履修科目2単位まで単位を与えることができる。この場合において、単位認定された科目の成績評価は、別表2に基づき行う。

2 前項に定める申請は、申請を受け付ける月の1日から遡って24か月以内に認定された検定試験に限り、在学中1度のみとする。ただし、認定証に認定日の記載がない検定試験については、受験日を認定日とみなすことができる。

3 総合人文学科及び歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定及びハングル検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目ⅠBの単位を与えることができる。

4 既に外国語科目第2類のいずれか1科目の単位を修得している場合において、単位修得していない外国語第2類につき前項と同様に扱う。

5 第1項に基づいて1年次に英語ⅡA及び英語ⅡBの単位が認められた場合は、第2学年次の履修科目登録において、登録上限単位数にこの2科目の単位を含めないものとする。

(卒業見込証明書の発行)

第18条 第3学年次末における卒業に関わる修得単位数が78単位以上の者については、卒業見込証明書を発行する。

(専修及び副専修)

第19条 英文学科は、卒業要件を満たした場合には所属分野の「専修」修了を認め、所属分野以外の特定分野の第2類～第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

- 2 総合人文学科は、専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）又は第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。
- 3 歴史学科は、日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学及び民俗学各分野において「総合演習」、「論文演習」、「専門講読」、「実習」及び「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。この場合において、歴史学科専修終了当該科目一覧は以下の表に定めるとおりとする。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習Ⅰ	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習Ⅰ	考古学総合演習Ⅰ	民俗学総合演習Ⅰ
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習Ⅱ
日本史論文演習Ⅰ	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習Ⅰ	考古学論文演習Ⅰ	民俗学論文演習Ⅰ
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読Ⅰ	アジア史専門講読Ⅰ	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ	考古学実習Ⅰ	民俗学実習Ⅰ
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	削除
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅰ	考古学の諸問題Ⅰ	民俗学の諸問題Ⅰ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ

(大学院科目の履修)

第20条 歴史学科の第4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、当該年度に開講される大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻又はアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。

- 2 前項の詳細は、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第21条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科又は教育学科の原級止者（以下原級止者という。）は、進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限40単位以内において、16単位を限度とする。
- 3 前項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目、選択必修科目及び資格科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務部教務課に届け出て許可を受けなければならない。

(改 廃)

第22条 この細則の改廃は、文学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2021年10月15日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 1 編入学生の包括認定について（第16条の2関係）

○英文学科第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		8	8	0	英語発音学Ⅰ・ⅡとIntegrated EnglishⅠ・Ⅱの8単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目		12	4	8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概説を認定
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目		12	0	12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目		2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		20	4	16	
合 計		124	56	68	

※読替6単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○英文学科 第2学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 T Gベーシック 人間的基礎		10	6	4	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を含む26単位を認定
教養教育科目 T Gベーシック 知的基礎		8	6	2	
教養教育科目 学科教養科目		16	14	2	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		8	0	8	
専門教育科目 第1類 選択科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目		12	0	12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目		2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		20	0	20	
合 計		124	28	96	

※読替3単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○総合人文学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目	2	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	2	0	
専門教育科目 第1類	4	4	4	0	
専門教育科目 第2類～第4類	38	0	38		
専門教育科目 第5類～第7類	12	0	12		
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目	28	4	24		
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目	2	2	2	0	
外国語科目第1類	4	4	4	0	
外国語科目第2類	2	2	2	0	
専門教育科目第1類	12	0	12		
専門教育科目第2類	32	0	32		
専門教育科目第3類	8	0	8		
専門教育科目第4類	4	0	4		
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目	26	8	18		
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第2学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 T G ベーシック 人間的基礎		10	6	4	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を含む18単位を認定
教養教育科目 T G ベーシック 知的基礎		8	6	2	
教養教育科目 学科教養科目		16	6	10	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		12	0	12	
専門教育科目 第2類		32	0	32	
専門教育科目 第3類		8	0	8	
専門教育科目 第4類		4	0	4	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		26	2	24	
合 計		124	24	100	

※読替7単位（対応科目があれば包括認定に加える）

別表２（第17条の3関係）

試験名称	成績評価への換算スコア（上段は英語ⅠＡ、英語ⅠＢ、下段は英語ⅡＡ、英語ⅡＢ）			
	90点	95点	100点	
	85点	90点	95点	100点
ケンブリッジ英語検定	140－	147－	153－	160－
実用英語技能検定（一次＋二次）	2級（1980－）	2級（2088－）	2級（2196－）	準1級（2304－）
GTEC	960－	1037－	1113－	1190－
IELTS	4.0－	4.5－	5.0－	5.5－
TEAP	225－	253－	281－	309－
TEAP CBT	420－	480－	540－	600－
TOEFL iBT	42－	52－	62－	72－
TOEIC（L&R）／TOEIC（S&W）	790－	891－	994－	1095－

2019（平成31）年度入学生より適用

（趣 旨）

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、履修等に関して必要な事項を定める。

（卒業要件）

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目から124単位以上の単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	34
		知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類	必修科目	4	20
		選択必修科目	4	
		必修科目を除く科目	12	
	第2類～ 第4類 ^{注1}	必修科目	12	40
		専修分野必修科目 ^{注2}	12	
		必修科目及び専修分野 必修科目を除く専修分 野科目 ^{注3}	16	
	第7類		2	
	外国語科目第2類 地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目第1類～第6類 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			
合 計				124

注1. 英文学科に所属する学生は、2学年次から英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野の中から一つを選択して専修する。

注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野（英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野）の必修科目

注3. 所属分野の選択科目

総合人文学科

教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	34
		知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1類（必修科目）		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類		4	54
	第2類～第4類		38	
	第5類～第7類		12	
外国語科目第1類及び第2類 地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				28
合 計				124

歴史学科

教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	34
		知的基礎	8	
	学科教養科目		16	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1類（必修科目）		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類（演習）		12	56
	第2類（講義）		32	
	第3類（講読・実習）		8	
	第4類（隣接科目）		4	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				26
合 計				124

教育学科

教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	30
		知的基礎	10	
	学科教養科目		10	
地域教育科目（必修科目）				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類 (教育学)	必修科目8単位を含む	12	84
	第2類 (児童教育)	必修科目22単位を含む	26	
	第3類 (英語教育)	必修科目24単位	24	
	第4類 (異文化理解教育)	必修科目6単位	6	
	第5類 (教職実践)		10	
	第6類 (演習・卒業研究)	必修科目6単位	6	
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類から第5類 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				2
合 計				124

（進級要件）

第3条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計24単位以上
外国語科目第1類及び第2類		4単位以上
専門教育科目	第1類～第4類	16単位以上
合 計		44単位以上

総合人文学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計32単位以上
外国語科目		4単位以上
専門教育科目	第1類～第6類	8単位以上
合 計		44単位以上

歴史学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計30単位以上
外国語科目第1類及び第2類		4単位以上
専門教育科目	第1類	2単位以上
	第2類～第4類	16単位以上
合 計		52単位以上

教育学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計20単位以上
外国語科目第1類及び第2類		4単位以上
専門教育科目	第1類～第6類	16単位以上
合 計		40単位以上

(教職課程)

第4条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(資格)

第5条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者並びに教育学科において司書及び司書教諭の資格を得ようとする者は、学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）のうちからそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定める期間を意味する。

- (1) 通年開講科目 1年間継続の講義
- (2) 前期開講科目 前期開講前期完結講義
- (3) 後期開講科目 後期開講後期完結講義
- (4) 臨時開講科目 集中講義等

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）
- (5) 資格科目（各学科課程表に定める資格に関する科目をそれぞれに定められた単位の修得をしなければならないもの）

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第9条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第10条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、英文学科、総合人文学科及び歴史学科の学生は、第1学年次から第3学年次を40単位、第4学年次を46単位とし、教育学科の学生は第1学年次から第3学年次を44単位、第4学年次を48単位とする。ただし、外国語科目第3類並びに資格科目については、上限を超えて履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、46単位まで履修登録をすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第2学年次又は第3学年次の学生（教育学科の学生は除く）は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の場合は、44単位まで履修登録をすることができる。

(選択受講及び講義指定)

第11条 同一授業科目につき、2つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、受講すべき講義が特に指定されているときは、この限りではない。

(履修登録及び履修辞退)

第12条 履修登録の修正及び履修辞退の定めについては、東北学院大学履修規程を適用する。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第13条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- (1) 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目第2類の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位

- (2) 日本語ⅠAは外国語科目第1類英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類英語ⅡBの1単位

(転学部、復学、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修)

第14条 転学部、転学科、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第15条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

(単位の認定)

第16条 1つの授業科目を履修した者に対しては試験等を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目として認定した科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(編入学生及び転学部生の単位認定)

第16条の2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、文学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。この場合において、単位認定は、別表に従い、包括認定を行うものとする。

- 2 転学部生の単位認定については、前項を準用する。

(新入生の既修得単位の認定)

第17条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第17条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3第1項に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。

- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、第17条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第17条の3 総合人文学科及び歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、実用英語技能検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合、外国語科目第1類英語ⅡA及び英語ⅡBの単位を与えることができる。

- 2 総合人文学科及び歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定及びハングル検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目ⅠBの単位を与えることができる。

- 3 既に外国語科目第2類のいずれか1科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語につき前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込証明書の発行)

第18条 3学年次末における卒業に関わる修得単位数が78単位以上の者については、卒業見込証明書を発行する。

(専修及び副専修)

第19条 英文学科は、卒業要件を満たした場合には所属分野の「専修」修了を認め、所属分野以外の特定分野の第2類～第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

2 総合人文学科は、専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）又は第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。

3 歴史学科は、日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学及び民俗学各分野において「総合演習」、「論文演習」、「専門講読」、「実習」及び「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。この場合において、歴史学科専修終了当該科目一覧は以下の表に定めるとおりとする。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習Ⅰ	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習Ⅰ	考古学総合演習Ⅰ	民俗学総合演習Ⅰ
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習Ⅱ
日本史論文演習Ⅰ	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習Ⅰ	考古学論文演習Ⅰ	民俗学論文演習Ⅰ
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読Ⅰ	アジア史専門講読Ⅰ	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ	考古学実習Ⅰ	民俗学実習Ⅰ
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	削除
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅰ	考古学の諸問題Ⅰ	民俗学の諸問題Ⅰ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ

(大学院科目の履修)

第20条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、当該年度に開講される大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目を履修することができる。ただし、学部卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻又はアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。

2 前項の詳細は、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第21条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科又は教育学科の原級止者（以下原級止者という。）は、進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限40単位以内において、16単位を限度とする。

3 前項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。

4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目、選択必修科目及び資格科目は含まない。

5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務部教務課に届け出て許可を受けなければならない。

(改 廃)

第22条 この細則の改廃は、文学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 編入学生の包括認定について（第16条の2関係）

○英文学科第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		8	8	0	英語発音学Ⅰ・ⅡとIntegrated EnglishⅠ・Ⅱの8単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目		12	4	8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概説を認定
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目		12	0	12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目		2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		20	4	16	
合 計		124	56	68	

※読替6単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○英文学科 第2学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 T G ベーシック 人間的基礎		10	6	4	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を含む26単位を認定
教養教育科目 T G ベーシック 知的基礎		8	6	2	
教養教育科目 学科教養科目		16	14	2	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		8	0	8	
専門教育科目 第1類 選択科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目		12	0	12	
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目		12	0	12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目		2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		20	0	20	
合 計		124	28	96	

※読替3単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○総合人文学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		4	4	0	
専門教育科目 第2類～第4類		38	0	38	
専門教育科目 第5類～第7類		12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		28	4	24	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第3学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	キリスト教学A～Dを除いて32単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目第1類		4	4	0	
外国語科目第2類		2	2	0	
専門教育科目第1類		12	0	12	
専門教育科目第2類		32	0	32	
専門教育科目第3類		8	0	8	
専門教育科目第4類		4	0	4	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		26	8	18	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第2学年次

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 T G ベーシック 人間的基礎	10	6	4	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を含む18単位を認定	
教養教育科目 T G ベーシック 知的基礎	8	6	2		
教養教育科目 学科教養科目	16	6	10		
地域教育科目	2	0	2		
外国語科目 第1類	4	2	2		
外国語科目 第2類	2	2	0		
専門教育科目 第1類	12	0	12		
専門教育科目 第2類	32	0	32		
専門教育科目 第3類	8	0	8		
専門教育科目 第4類	4	0	4		
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目	26	2	24		
合 計	124	24	100		

※読替7単位（対応科目があれば包括認定に加える）

平成30年度入学生より適用

(趣 旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第 2 類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第 1 類		4	6
	第 2 類		2	
専門教育科目	第 1 類	必修科目	8	20
		選択必修科目 (Integrated English I-VI)	4	
		必修科目を除く科目	8	
	第 2 類～ 第 4 類 ^{注 1}	必修科目	12	40
		専修分野必修科目 ^{注 2}	12	
		必修科目および専修分野 必修科目を除く専修分野 科目 ^{注 3}	16	
		第 7 類	2	
	外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目第 1 類～第 6 類 教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			
合 計				124

注1. 英文学科学生は、2学年次から英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野、の中から一つを選択して専修する。

注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野（英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野）の必修科目

注3. 所属分野の選択科目

総合人文学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第 2 類	18		
地域教育科目				2
外国語科目	第 1 類	4	6	
	第 2 類	2		
専門教育科目	第 1 類	4	54	
	第 2 類～第 4 類	38		
	第 5 類～第 7 類	12		
外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				24
合 計				124

歴史学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第 2 類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第 1 類		4	6
	第 2 類		2	
専門教育科目	第 1 類		24	46
	第 2 類		12	
	第 3 類		10	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				32
合 計				124

(進級要件)

第4条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計24単位以上
外国語科目		4単位以上
専門教育科目	第1類～第4類	16単位以上
合計		44単位以上

歴史学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計30単位以上
外国語科目	第1類・第2類	4単位以上
専門教育科目	第1類	12単位以上
	第2類・第3類	6単位以上
合計		52単位以上

教育学科

教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	30
		知的基礎	10	
	学科教養科目		10	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類 (教育学)	必修科目8単位を含む	12	84
	第2類 (児童教育)	必修科目22単位を含む	26	
	第3類 (英語教育)	必修科目24単位	24	
	第4類 (異文化理解教育)	必修科目6単位	6	
	第5類 (教職実践)		10	
	第6類 (演習・卒業研究)	必修科目6単位	6	
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類から第5類 教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				2
合 計				124

総合人文学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計32単位以上
外国語科目		4単位以上
専門教育科目	第1類～第6類	8単位以上
合計		4単位以上

教育学科

教養教育科目及び地域教育科目		合計20単位以上
外国語科目		4単位以上
専門教育科目	第1類～第6類	16単位以上
合計		40単位以上

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。英文学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに専門教育科目の中のIntegrated English I・II 4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また総合人文学科・歴史学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに外国語科目の中の英語I A（英会話）・英語I B（英会話）・英語II A（英会話）・英語II B（英会話）のいずれか2単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また教育学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、スポーツ実技2単位並びに専門教育科目の中の総合英語コミュニケーション演習I・総合英語コミュニケーションIIの計4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(資格)

第6条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において、学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者、また教育学科において、司書及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）の中からそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 前期開講科目（前期開講前期完結講義）
- (3) 後期開講科目（後期開講後期完結講義）
- (4) 臨時開講科目（集中講義等）

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第11条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、1～3学年次を44単位とし、4学年次を48単位とする。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、3年次編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

(履修登録及び履修辞退)

第13条 履修登録の修正及び履修辞退の定めについては、東北学院大学履修規程を適用する。

2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録することができる。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

イ 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目第2類の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位

ロ 日本語Ⅰは外国語科目第1類英語ⅠA・ⅠBの2単位、日本語Ⅱは外国語科目第2類英語ⅡA・ⅡBの2単位。

ただし、教育学科においては、日本語ⅠAは英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは英語ⅡBの1単位とする。

(転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第16条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認定することができる。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

2 既修得科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 大学又は短期大学を卒業または中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することができる。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 総合人文学科、歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、次の場合に、外国語科目第1類「英語ⅡA（日常英語）」及び「英語ⅡB（日常英語）」の単位を与えることができる。

実用英語技能検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

2 すでに「英語ⅡA（文献読解）」、「英語ⅡB（文献読解）」、「英語ⅡA（英会話）」又は「英語ⅡB（英会話）」

の単位を修得している場合であっても、前項に該当する場合は同様とする。

- 3 総合人文学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、及び、中国語検定、歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定、及び、ハングル検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目IBの単位を与えることができる。

実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 4 すでに外国語科目第2類のいずれか一科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語につき前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込み証明書の発行)

第19条 3学年次末における卒業にかかわる修得単位数が、76単位以上の者については、卒業見込み証明書を発行する。

- 2 発行条件を満たさない者でも、4学年次当初の科目登録の際に卒業要件を満たせば、必要な指導を経たうえで卒業見込証明書を発行することができる。

(専修・副専修)

第20条 各学科の専修について、以下のとおり定める。

英文学科 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。また、所属分野以外の特定分野の第2類～第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

- 2 総合人文学科 専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。

- 3 歴史学科 日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学、民俗学各分野において「総合演習」「論文演習」「専門講読」「実習」および「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

下記の「歴史学科専修修了該当科目一覧表」を参照のこと。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習Ⅰ	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習Ⅰ	考古学総合演習Ⅰ	民俗学総合演習Ⅰ
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習Ⅱ
日本史論文演習Ⅰ	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習Ⅰ	考古学論文演習Ⅰ	民俗学論文演習Ⅰ
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読Ⅰ	アジア史専門講読Ⅰ	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ	考古学実習Ⅰ	民俗学実習Ⅰ
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学実習Ⅲ
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅰ	考古学の諸問題Ⅰ	民俗学の諸問題Ⅰ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅲ	アジア史の諸問題Ⅲ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅲ	考古学の諸問題Ⅲ	民俗学の諸問題Ⅲ

(大学院科目の履修)

第21条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目（当該年度開講科目に限る）を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻ないしアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第22条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科、教育学科の原級止者（以下、原級止者）は進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に関り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限44単位以内において、16単位を限度とする。
- 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目及び選択必修科目、資格科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務部教務課に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第23条 本細則の改廃は、文学部教授会の議を経て、学長が行うものとする。ただし、常務理事会に報告しなければならない。

附 則

本細則は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則

この細則は2023年4月1日から施行する。

別表 編入学生の包括認定について（第16条の2関係）

○英文学科第3学年次（平成28年度入学カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		◎12	◎8	◎4	「英語発音学Ⅰ・Ⅱ」と「Integrated EnglishⅠ・Ⅱ」の8単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目		8	0	8	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目◎		◎12	◎4	◎8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概説を認定
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目△		△12	0	△12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎		◎2	0	◎2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		16	0	16	
合 計		124	56	68	

※読替6単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○英文学科 第2学年次（平成29年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 第1類 人間的基礎		10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史と思想」を含む26単位を認定
教養教育科目 第1類 知的基礎		10	6	4	
教養教育科目 第2類		18	14	4	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		◎12	0	◎12	
専門教育科目 第1類 選択科目		8	0	8	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目◎		◎12	0	◎12	
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目△		△12	0	△12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎		◎2	0	◎2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		16	0	16	
合 計		124	28	96	

※読替3単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○総合人文学科 第3学年次（平成28年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		4	4	0	
専門教育科目 第2類～第4類		38	0	38	
専門教育科目 第5類～第7類		12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		24	0	24	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第3学年次（平成28年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目第1類		4	4	0	
外国語科目第2類		2	2	0	
専門教育科目第1類		24	0	24	
専門教育科目第2類		12	0	12	
専門教育科目第3類		10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		32	4	28	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第2学年次（平成29年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 第1類 人間的基礎		10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史と思想」を含む18単位を認定
教養教育科目 第1類 知的基礎		10	6	4	
教養教育科目 第2類		18	6	12	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		24	0	24	
専門教育科目 第2類		12	0	12	
専門教育科目 第3類		10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		32	2	30	
合 計		124	24	100	

※読替7単位（対応科目があれば包括認定に加える）

平成29年度入学生より適用

(趣 旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目	第1類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第2類	18		
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類	必修科目	8	20
		選択必修科目 (Integrated English I・VI)	4	
		必修科目を除く科目	8	
	第2類～ 第4類 ^{注1}	必修科目	12	62
		専修分野必修科目 ^{注2}	12	
		必修科目および専修 分野必修科目を除く 専修分野科目 ^{注3}	16	
		第7類	2	
	外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類～第6類 教職等に関する科目、他学部・他学 科開講専門教育科目、単位互換の協 定を締結している他大学開講科目			
合 計				124

注1. 英文学科学生は、2学年次から英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野、の中から一つを選択して専修する。

注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野（英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野）の必修科目

注3. 所属分野の選択科目

(進級要件)

第4条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び 地域教育科目		合計 24単位以上
外国語科目		4単位以上
専門教育科目	第1類～ 第4類	16単位以上
合計		44単位以上

総合人文学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第 2 類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第 1 類		4	6
	第 2 類		2	
専門教育科目	第 1 類		4	54
	第 2 類～第 4 類		38	
	第 5 類～第 7 類		12	
外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				24
合 計				124

歴史学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第 2 類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第 1 類	4	6	
	第 2 類	2		
専門教育科目	第 1 類	24	46	
	第 2 類	12		
	第 3 類	10		
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大 学開講科目				32
合 計				124

総合人文学科

教養教育科目及び 地域教育科目		合計 32単位以上
外国語科目		4単位以上
専門教育科目	第1類～ 第6類	8単位以上
合計		44単位以上

歴史学科

教養教育科目及び 地域教育科目		合計 30単位以上
外国語科目	第1類・ 第2類	4単位以上
専門教育科目	第1類	12単位以上
	第2類・ 第3類	6単位以上
合計		52単位以上

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。英文学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに専門教育科目の中のIntegrated English I・II 4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また総合人文学科・歴史学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに外国語科目の中の英語I A（英会話）・英語I B（英会話）・英会話II A（英会話）・英語II B（英会話）のいずれか2単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(資格)

第6条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において、学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）の中からそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 前期開講科目（前期開講前期完結講義）
- (3) 後期開講科目（後期開講後期完結講義）
- (4) 臨時開講科目（集中講義等）

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次の開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第11条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、1～3学年次を44単位とし、4学年次を48単位とする。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、3年次編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

(履修登録及び履修辞退)

第13条 履修登録の修正及び履修辞退の定めについては、東北学院大学履修規程を適用する。

- 2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録することができる。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

イ 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目第2類の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位

ロ 日本語Ⅰは外国語科目第1類英語ⅠA・ⅠBの2単位、日本語Ⅱは外国語科目第2類英語ⅡA・ⅡBの2単位

(転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第16条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認定することができる。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

2 既修得科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 大学又は短期大学を卒業または中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することができる。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 総合人文学科、歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、次の場合に、外国語科目第1類「英語ⅡA（日常英語）」及び「英語ⅡB（日常英語）」の単位を与えることができる。

実用英語技能検定2級以上、TOEFL（Internet-Based Total Score）56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

2 すでに「英語ⅡA（文献読解）」、「英語ⅡB（文献読解）」、「英語ⅡA（英会話）」又は「英語ⅡB（英会話）」の単位を修得している場合であっても、前項に該当する場合は同様とする。

3 総合人文学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、及び、中国語検定、歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定、及び、ハングル検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目ⅠBの単位を与えることができる。

実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

4 すでに外国語科目第2類のいずれか一科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語に

つき前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込み証明書の発行)

第19条 3学年次末における卒業にかかわる修得単位数が、76単位以上の者については、卒業見込み証明書を発行する。

- 2 発行条件を満たさない者でも、4学年次当初の科目登録の際に卒業要件を満たせば、必要な指導を経たうえで卒業見込証明書を発行することができる。

(専修・副専修)

第20条 各学科の専修について、以下のとおり定める。

英文学科 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。また、所属分野以外の特定分野の第2類～第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

- 2 総合人文学科 専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。
- 3 歴史学科 日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学、民俗学各分野において「総合演習」「論文演習」「専門講読」「実習」および「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

下記の「歴史学科専修修了該当科目一覧表」を参照のこと。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習Ⅰ	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習Ⅰ	考古学総合演習Ⅰ	民俗学総合演習Ⅰ
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習Ⅱ
日本史論文演習Ⅰ	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習Ⅰ	考古学論文演習Ⅰ	民俗学論文演習Ⅰ
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読Ⅰ	アジア史専門講読Ⅰ	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ	考古学実習Ⅰ	民俗学実習Ⅰ
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学実習Ⅲ
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅰ	考古学の諸問題Ⅰ	民俗学の諸問題Ⅰ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅲ	アジア史の諸問題Ⅲ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅲ	考古学の諸問題Ⅲ	民俗学の諸問題Ⅲ

(大学院科目の履修)

第21条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目（当該年度開講科目に限る）を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻ないしアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第22条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科の原級止者（以下、原級止者）は進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限44単位以内において、16単位を限度とする。
- 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目及び選択必修科目、資格科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務部教務課に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第23条 本細則の改廃は、文学部教授会の議を経て、学長が行うものとする。ただし、常務理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 本細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第19条の2は2014（平成26）年度入学生から適用する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 編入学生の包括認定について（第16条の2関係）

○英文学科第3学年次（平成27年度入学カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		◎12	◎8	◎4	「英語発音学Ⅰ・Ⅱ」と「Integrated EnglishⅠ・Ⅱ」の8単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目		8	0	8	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目◎		◎12	◎4	◎8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概説を認定
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目△		△12	0	△12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎		◎2	0	◎2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		16	0	16	
合 計		124	56	68	

※読替6単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○英文学科 第2学年次（平成28年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 第1類 人間的基礎		10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史と思想」を含む26単位を認定
教養教育科目 第1類 知的基礎		10	6	4	
教養教育科目 第2類		18	14	4	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修科目		◎12	0	◎12	
専門教育科目 第1類 選択科目		8	0	8	
専門教育科目 第2類～第4類 必修科目◎		◎12	0	◎12	
専門教育科目 第2類～第4類 専修分野必修科目△		△12	0	△12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ～Ⅳの12単位を履修
専門教育科目 第2類～第4類 選択科目		16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目		0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎		◎2	0	◎2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類～第6類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		16	0	16	
合 計		124	28	96	

※読替3単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○総合人文学科 第3学年次（平成27年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		4	4	0	
専門教育科目 第2類～第4類		38	0	38	
専門教育科目 第5類～第7類		12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		24	0	24	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第3学年次（平成27年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		38	36	2	キリスト教学A～Dを除いて36単位を認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目第1類		4	4	0	
外国語科目第2類		2	2	0	
専門教育科目第1類		24	0	24	
専門教育科目第2類		12	0	12	
専門教育科目第3類		10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		32	4	28	
合 計		124	48	76	

※読替14単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○歴史学科 第2学年次（平成28年度入学生カリキュラム）

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	備 考
教養教育科目 第1類 人間的基礎		10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史と思想」を含む18単位を認定
教養教育科目 第1類 知的基礎		10	6	4	
教養教育科目 第2類		18	6	12	
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
外国語科目 第2類		2	2	0	
専門教育科目 第1類		24	0	24	
専門教育科目 第2類		12	0	12	
専門教育科目 第3類		10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		32	2	30	
合 計		124	24	100	

※読替7単位（対応科目があれば包括認定に加える）

平成27年度入学生より適用

(趣 旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎		10	38	
		知的基盤		10		
	第 2 類				18	
地域教育科目					2	
外国語科目	第 1 類				4	6
	第 2 類				2	
専門教育科目	第 1 類	必修科目	8	20		
		選択必修科目 (Integrated English I-IV)	4			
		必修科目を除く科目	8			
	第 2 類～ 第 4 類 ^{注1}	必修科目	12	40		
		専修分野必修科目 ^{注2}	12			
		必修科目および専修 分野必修科目を除く 専修分野科目	16			
		第 7 類			2	
外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目第 1 類～第 6 類 教職等に関する科目、他学部・他学 科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大 学開講科目					16	
合 計					124	

注1 英文学科学生は、第2学年次から英米文学分野、英語学又は英語コミュニケーション分野の中から一つを選択して専修する。

注2 「専修分野必修科目」は、専修する分野（英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野）の必修科目

総合人文学科

教養教育科目	第1類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類		4	54
	第2類～第4類		38	
	第5類～第7類		12	
	外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目		24	
合 計				124

歴史学科

教養教育科目	第1類	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
	第2類		2	
専門教育科目	第1類		24	46
	第2類		12	
	第3類		10	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大 学開講科目				32
合計				124

(進級要件)

第4条 第3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び 地域教育科目		合計 24単位以上
外国語科目		4単位以上
専門教育科目	第1類～ 第4類	16単位以上
合 計		44単位以上

総合人文学科

教養教育科目及び 地域教育科目		合計 32単位以上
外国語科目		4単位以上
専門教育科目	第1類～ 第6類	8単位以上
合 計		44単位以上

歴史学科

教養教育科目及び 地域教育科目		合計 30単位以上
外国語科目	第1類・ 第2類	4単位以上
専門教育科目	第1類	12単位以上
	第2類・ 第3類	6単位以上
合 計		52単位以上

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。英文学科においては、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに専門教育科目の中のIntegrated English I・II 4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また総合人文学科及び・歴史学科においては、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに外国語科目の中の英語ⅠA（英会話）・英語ⅠB（英会話）・英語ⅡA（英会話）・英語ⅡB（英会話）のいずれか2単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(資 格)

第6条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において、学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2（別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4）の中からそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 前期開講科目（前期開講前期完結講義）
- (3) 後期開講科目（後期開講後期完結講義）
- (4) 臨時開講科目（集中講義等）

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの）

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第11条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、第1～第3学年次を44単位とし、4学年次を48単位とする。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、3年次編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、3年次に48単位まで履修登録をすることができる。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

(履修登録)

第13条 履修登録の修正及び履修辞退の定めについては、東北学院大学履修規程を適用する。

- 2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録することができる。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

イ 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目第2類の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位

ロ 日本語Ⅰは外国語科目第1類英語ⅠA・ⅠBの2単位、日本語Ⅱは外国語科目第2類英語ⅡA・ⅡBの2単位

(転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。また、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学者の履修)

第16条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認定することができる。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

2 既修得科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することができる。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 総合人文学科、歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、次の場合に、外国語科目第1類「英語ⅡA（日常英語）」及び「英語ⅡB（日常英語）」の単位を与えることができる。

実用英語技能検定2級以上、TOEFL（Internet-Based Total Score）56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

2 すでに「英語ⅡA（文献読解）」、「英語ⅡB（文献読解）」、「英語ⅡA（英会話）」又は「英語ⅡB（英会話）」の単位を修得している場合であっても、前項に該当する場合は同様とする。

3 総合人文学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、及び、中国語検定、歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定、及び、ハングル検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に、必要な指導を受けた上で、外国語科目第2類の当該外国語科目ⅠBの単位を与えることができる。

実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

4 すでに外国語科目第2類のいずれか一科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語に

つき前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込み証明書の発行)

第19条 第3学年次末における卒業に係る修得単位数が、76単位以上の者については、卒業見込み証明書を発行する。

(専修・副専修)

第20条 各学科の専修について、以下のとおり定める。

英文学科 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。また、所属分野以外の特定分野の第2類～第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

2 総合人文学科 専門教育科目第2類（思想・哲学分野）、第3類（文化・芸術分野）、第4類（宗教・神学分野）のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。

3 歴史学科 日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学、民俗学各分野において、「総合演習」「論文演習」「専門講読」「実習」および「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

下記の「歴史学科専修修了該当科目一覧表」を参照のこと。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習Ⅰ	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習Ⅰ	考古学総合演習Ⅰ	民俗学総合演習Ⅰ
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習Ⅱ
日本史論文演習Ⅰ	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習Ⅰ	考古学論文演習Ⅰ	民俗学論文演習Ⅰ
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読Ⅰ	アジア史専門講読Ⅰ	ヨーロッパ史専門講読Ⅰ	考古学実習Ⅰ	民俗学実習Ⅰ
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学実習Ⅲ
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅰ	考古学の諸問題Ⅰ	民俗学の諸問題Ⅰ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅲ	アジア史の諸問題Ⅲ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅲ	考古学の諸問題Ⅲ	民俗学の諸問題Ⅲ

(大学院科目の履修)

第21条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目（当該年度開講科目に限る）を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻ないしアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

第22条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科の原級止者（以下、原級止者）は進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限44単位以内において、16単位を限度とする。

3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。

4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目及び選択必修科目、資格科目は含まない。

5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務部教務課に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第23条 本細則の改廃は、文学部教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

本細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。